

○塩尻市個人情報保護条例

平成10年3月30日
条例第6号

目次

- 第1章 総則(第1条—第6条)
- 第2章 個人情報の保護
 - 第1節 個人情報の取扱い(第7条—第15条)
 - 第2節 個人情報の開示請求等(第16条—第31条)
- 第3章 不服申立て(第32条)
- 第4章 雜則(第33条—第37条)
- 第5章 罰則(第38条—第41条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であることを認識し、市の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって公正かつ適正な市政の運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るものを行う。ただし、個人が営む事業に関して記録された情報に含まれる当該個人に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める市民の権利が十分保障されるよう努めるとともに、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止に関し必要な措置を講ずるよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力するよう努めなければならない。

(出資法人の責務)

第5条 市が出資する法人は、この条例の規定に基づく市の個人情報保護施策に準じた措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 個人情報の保護

第1節 個人情報の取扱い

(取扱いの制限)

第7条 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報を取り扱ってはならない。ただし、法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定に基づいて取り扱うとき、又はあらかじめ塩尻市情報公開条例(平成10年塩尻市条例第5号)第14条に規定する塩尻市情報公開審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴いた上で正当な事務若しくは事業の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び宗教
- (2) 人種及び民族
- (3) 犯罪歴
- (4) 社会的差別の原因となるおそれのある事実

(個人情報取扱事務の登録)

第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が記録された公文書又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。)等(以下「個人情報ファイル」という。)を使用するもの(以下この条において「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を作成しなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称及び概要

- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
(3) 個人情報取扱事務を開始する年月日
(4) 個人情報の対象者の範囲
(5) 個人情報の項目名及び前条各号に掲げる事項に関する個人情報を取り扱うときは、その理由
(6) 個人情報の収集先
(7) 個人情報の電子計算機処理を行うときは、その旨
(8) 第13条第2項に規定する電子計算機の結合により個人情報を提供するときは、その旨
- 2 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。
- 3 前2項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者に関する個人情報取扱事務及び国又は他の地方公共団体の職員に関する個人情報取扱事務で専らその職務の遂行に関するものについては、適用しない。
- 4 実施機関は、第2項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。
- 5 実施機関は、個人情報取扱事務登録簿を一般の閲覧に供さなければならない。
(収集の制限)
- 第9条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、収集しなければならない。
- 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 本人の同意に基づき収集するとき。
(2) 法令等の規定に基づき収集するとき。
(3) 出版、報道等により公にされたものから収集するとき。
(4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るために、緊急かつやむを得ない必要があると認め収集するとき。
(5) 他の実施機関から次条第1項各号のいずれかに該当する提供を受けて収集するとき。
(6) 審査会の意見を聴いた上で、本人から収集することにより、事務の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがあることその他本人以外の者から収集することに相当な理由があることを実施機関が認めて収集するとき。
- 4 実施機関は、前項第4号又は第6号の規定により本人以外の者から個人情報を収集したときは、その旨を本人に通知しなければならない。ただし、審査会の意見を聴いた上で必要がないと認めたときは、この限りでない。
(利用及び提供の制限)
- 第10条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的で個人情報を当該実施機関内部若しくは実施機関相互間で利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 本人の同意に基づき利用し、又は提供するとき。
(2) 法令等の規定に基づき利用し、又は提供するとき。
(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るために、緊急かつやむを得ない必要があると認め利用し、又は提供するとき。
(4) 前3号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために当該個人情報を利用し、又は提供することに相当な理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めて利用し、又は提供するとき。
- 2 実施機関は、前項第3号又は第4号の規定により個人情報を利用し、又は提供したときは、その旨及びその目的を本人に通知しなければならない。ただし、審査会の意見を聴いた上で必要ないと認めたときは、この限りでない。
(提供先に対する措置要求)
- 第11条 実施機関は、前条第1項ただし書の規定により個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的で個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。
(電子計算機処理の制限)
- 第12条 実施機関は、第7条に規定する個人情報の電子計算機処理をしてはならない。
(電子計算機の結合による提供の禁止)
- 第13条 実施機関は、通信回線等による電子計算機の結合（当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関が保有する個人情報を当該実施機関以外の者が隨時入手し得る状態にする方法をいう。次項において同じ。）により個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認めるとき

は、この限りでない。

- 2 実施機関は、前項の電子計算機の結合による個人情報の提供を同項ただし書の規定により新たに開始しようとするときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。その内容を変更をしようとするときも、また、同様とする。

(安全性等適正管理の確保措置)

第14条 実施機関は、個人情報の漏えい、損傷及び滅失の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的に必要な範囲内で、その保有する個人情報を正確かつ最新なものに保つよう努めなければならない。

- 3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確實に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的文化的資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。

(受託者の責務等)

第15条 実施機関から個人情報の取扱いを伴う事務又は事業の一部若しくは全部の委託を受けた者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による指定管理者を含む。以下「受託者」という。)は、受託した業務の範囲で、個人情報の保護について実施機関と同様の責務を負うものとする。

- 2 前条第1項の規定は受託者が受託した業務を行う場合について準用する。

- 3 受託者が受託した業務に従事している者は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

- 4 実施機関は、個人情報の適切な取扱いについて、受託者が講すべき措置を当該契約において、明らかにしなければならない。

第2節 個人情報の開示請求等

(開示請求権)

第16条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己の個人情報の開示(個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は任意代理人(実施機関が特別の理由があると認める場合に限る。)は、本人に代わって前項の開示請求をすることができる。

(開示請求の手続)

第17条 個人情報の開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所

(2) 開示請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

- 2 前項の開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、当該開示請求をしようとする者が当該開示請求に係る個人情報の本人であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

(開示請求に対する決定等)

第18条 実施機関は、前条第1項の規定による開示請求があったときは、当該開示請求があつた日の翌日から起算して14日以内に開示請求に係る個人情報を開示するか否かを決定し、当該開示請求をした者(以下「請求者」という。)に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

- 2 前項の場合において、実施機関が個人情報の開示をしない旨の決定(第22条の規定による個人情報の部分開示に係る決定を含む。)をしたときは、その理由を付記して通知しなければならない。

- 3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項の期間内に開示するか否かの決定ができないときは、同項の規定にかかわらず、当該請求のあった日の翌日から起算して60日を限度として、その期間を延長できるものとする。この場合において、実施機関は、速やかに、当該延長の期間及び理由を請求者に通知しなければならない。

(第三者情報の取扱い)

第19条 実施機関は、前条第1項の決定をする場合において、当該決定に係る個人情報に市及び請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、必要に応じて当該第三者の意見を聴くことができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により第三者の意見を聴いた場合において、必要があると認めるときは、当該第三者に決定の内容を通知するものとする。

(開示をしないことができる個人情報)

第20条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報の開示をしないことができる。

(1) 法令等の規定により、明らかに本人に開示することができないとされているとき。

(2) 開示請求の対象となった個人情報に請求者以外の個人に関する個人情報が含まれる場合で、請求者に開示することにより、当該個人の正当な利益を害するおそれがあると認められ

るとき。

- (3) 開示請求の対象となった個人情報に法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報が含まれる場合で、請求者に開示することにより、当該法人等又は当該個人が有する競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるとき。
- (4) 開示の請求の対象となった個人情報が個人の評価、診断、判定、指導、選考等に関する情報であって、請求者に開示することにより、当該評価、診断、判定、指導、選考等に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるとき。
- (5) 開示することにより、実施機関、国又は地方公共団体の公正かつ適正な行政の執行に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるとき。
- (6) 犯罪の予防、犯罪の捜査、個人の生命、身体及び財産の保護その他公共の安全の確保のため、請求者に開示をしないことが必要と認められるとき。

(開示の実施等)

第21条 実施機関は、第18条第1項の規定により個人情報の開示をする旨の決定(次条の規定による個人情報の部分開示及び第23条の規定による裁量的開示に係る決定を含む。)をしたときは、請求者に対し、速やかに当該個人情報の開示をしなければならない。ただし、個人情報が存在しないときにあっては、第18条第1項の書面でその旨を併せて通知するものとする。

- 2 実施機関は、個人情報の開示をすることにより、当該個人情報が汚損され、又は破損されるおそれのあるとき、次条の規定による個人情報の部分公開をするときその他相当の理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該個人情報の写しにより開示をすることができる。
- 3 個人情報の開示を受ける者は、実施機関に対して、当該開示を受ける者が当該開示に係る個人情報の本人であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提示しなければならない。

(部分開示)

第22条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に第20条各号のいずれかに該当する個人情報(以下「非開示情報」という。)とそれ以外の個人情報が併せて記録されている場合において、非開示情報とそれ以外の個人情報とを容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離できるときは、非開示情報が記録されている部分を除いて当該個人情報を開示しなければならない。

(裁量的開示)

第23条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。

(個人情報の存否に関する情報)

第24条 実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(費用の負担)

第25条 個人情報の開示に係る費用は、無料とする。ただし、開示された情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成又は送付に関する費用を負担しなければならない。

(訂正請求権)

第26条 何人も、実施機関が保有する自己の個人情報について事実の記載に誤りがあると認めるときは、その訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。

- 2 第16条第2項の規定は、前項の訂正の請求(以下「訂正請求」という。)について準用する。

(訂正請求の手続)

第27条 前条の規定により訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 訂正請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正を求める箇所及び訂正の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

- 2 前項の訂正請求をしようとする者は、当該訂正を求める内容が事実に合致することを証明する書類を提出し、又は提示しなければならない。

- 3 第17条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求に対する決定等)

第28条 実施機関は、前条第1項の規定による訂正請求があったときは、当該訂正請求があった日の翌日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、当該訂正請求に係る個人情報を訂正するか否かの決定をしなければならない。

- 2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項の期間内に同項の決定をできない場合においては、訂正請求があった日の翌日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに当該延長の期間及び理由を訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に通知しなければならない。

- 3 実施機関は、第1項の規定により訂正する旨の決定をしたときは、当該請求に係る個人情報を訂正した上、訂正請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。
- 4 実施機関は、第1項の規定により訂正しない旨の決定をしたときは、当該訂正請求者に対し、速やかに、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。
(利用停止請求権)

第29条 何人も、実施機関が保有する自己の個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める措置を請求することができる。

- (1) 第7条の規定に違反して取り扱われているとき、第9条の規定に違反して収集されているとき、又は第10条の規定に違反して利用されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去
 - (2) 第10条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止
- 2 第16条第2項の規定は、前項の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)の請求について準用する。
(利用停止請求の手続)

第30条 前条の規定により利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所
 - (2) 利用停止請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項
 - (3) 利用停止を求める箇所及び利用停止の内容
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 前項の利用停止請求をしようとする者は、当該利用停止を求める内容が事実に合致することを証明する書類を提出し、又は提示しなければならない。
- 3 第17条第2項の規定は、利用停止請求について準用する。
(利用停止請求に対する決定等)
- 第31条 実施機関は、前条第1項の規定による利用停止請求があったときは、当該利用停止請求があった日の翌日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をするか否かの決定をしなければならない。
- 2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項の期間内に同項の決定をすることができない場合においては、利用停止請求があった日の翌日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに当該延長の期間及び理由を利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定により利用停止をする旨の決定をしたときは、当該請求に係る個人情報を利用停止をした上、利用停止請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。
- 4 実施機関は、第1項の規定により利用停止をしない旨の決定をしたときは、当該利用停止請求者に対し、速やかに、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

第3章 不服申立て

(不服申立て)

第32条 実施機関は、第18条第1項、第28条第1項又は前条第1項の決定に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定による不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが明らかに不適法であることを理由として却下するときを除き、遅滞なく、審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てについての裁決又は決定を行わなければならない。

第4章 雜則

(苦情の処理)

第33条 実施機関は、当該実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(国及び地方公共団体への要請)

第34条 市長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対して、協力を求めるものとする。

(他の制度等との調整)

第35条 この条例は、法令、他の条例その他別の定めにより、閲覧、縦覧若しくは謄本、抄本等の交付又は訂正の手続が定められている個人情報については、適用しない。

- 2 この条例は、統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報(同条第11項に規定する調査票情報をいう。)に含まれる個人情報、同条第8項に規定する事業所母集団データベースに含まれる個人情報並びに同法第29条第1項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報に含まれる個人情報については、適用しない。

- 3 この条例は、図書館その他の施設において、市民の利用に供することを目的として管理している個人情報については、適用しない。

(実施状況の公表)

第36条 市長は、毎年この条例の規定に基づく個人情報の開示、訂正、利用停止等の実施状況を公表するものとする。

(委任)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

第5章 罰則

(罰則)

第38条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第15条第1項の受託者が委託した業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供了したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第39条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第40条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図面又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第41条 偽りその他不正の手段により、第18条第1項の開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(塩尻市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の廃止)

2 塩尻市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例(昭和59年塩尻市条例第26号。以下「電算条例」という。)は、廃止する。

(塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

3 塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例(昭和34年塩尻市条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「

個人情報保護審議会の委員

」を「

情報公開審査会の委員

」に改める。

(電算条例の廃止に伴う経過措置)

4 この条例の施行前に電算条例第11条及び第12条の規定によってなされた個人情報の開示又は訂正の申請については、なお従前の例による。

(本則の施行に伴う経過措置)

5 この条例の施行の際、現に行われている個人情報を取り扱う事務については、第8条第2項の規定中「を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について」とあり、及び第13条第2項の規定中「を同項ただし書の規定により新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、この条例の施行日以後、遅滞なく」と読み替えて、これらの規定を適用する。

(楢川村の編入に伴う経過措置)

6 楢川村の編入の日前に、楢川村情報公開及び個人情報保護に関する条例(平成12年楢川村条例第4号。以下「楢川村条例」という。)の規定によりなされた個人情報の開示請求、訂正請求、削除請求及び利用中止請求に対する開示する旨又は開示しない旨の決定その他の処分(以下「開示決定等」という。)及びその開示する公文書の適用範囲については、この条例の規定にかかわらず、楢川村条例による個人情報の開示決定等の例による。

附 則(平成12年3月24日条例第2号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(塩尻市個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 旧法の規定による禁治産の宣告を受けた禁治産者は、新法の規定による後見開始の審判を受けた成年被後見人とみなす。

附 則(平成12年12月25日条例第44号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成17年3月25日条例第22号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第4章の次に1章を加える改正規定は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成21年3月26日条例第2号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。